

2026年5月21日

公 告

生活協同組合ユーコープ
代表理事理事長 當具 伸一

住所不明長期未利用組合員の 「みなし自由脱退」手続きのお知らせ

定款により、次の2つの条件を満たす組合員の方については
2027年3月20日をもって脱退の手続きを行わせていただきます。

- ① 「ユーコープからのお知らせ」（決算配当通知書）が宛先不明でユーコープへ戻ってきた方
- ② 5年以上ユーコープを利用していない方

上記の条件に当てはまると思われる組合員は、お手数ですが下記の電話番号までご連絡ください。対象とされている場合は、脱退取り消しの手続きについてご案内いたします。

経理部管理課出資係

0120-045-385 (月～金 10:00～17:00)

なお、脱退日の2027年3月21日以後も、脱退取り消しや出資金払い戻しのお申し出をいただければ、出資金に出資配当相当額を加えた金額で組合員の再登録または出資金の返却をいたします。